

随意契約理由書

件名	長坂垂水線(小東山)道路改良工事
契約の相手方	株式会社 小林組
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 8号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、兵庫地区渋滞対策協議会に選定された「地域の主要渋滞箇所」である小東山6交差点の渋滞対策工事として制限付一般競争入札に付したが、応札者がなかったため、令和2年3月6日入札中止となった工事である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、事前協議の結果、関西電力が電柱の移設工事を、また兵庫県警が信号感知器の移設工事をそれぞれ6月～8月に施工する必要があることから、早期に着工する必要がある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対する入札者がいないとき」に該当することから、道路整備工事の実績を有しており、かつ、垂水区に本社があることから地元事情や現場状況に精通している上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとした。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 垂水建設事務所 安全推進係 (電話番号 707-0236)